

岡崎城跡整備委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡崎市附属機関設置条例（令和元年岡崎市条例第21号）第6条の規定に基づき、岡崎城跡整備委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議長は、委員長が務め、議事を整理する。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第4条 事務局は、教育委員会事務局社会教育課に置き、委員会の庶務を行う。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(岡崎城跡整備委員会設置要綱の廃止)

- 2 岡崎城跡整備委員会設置要綱（平成29年5月1日制定）は、廃止する。